

揭示文書一覽(市長分)

令和7年9月2日

種別	番号	題 名	主 管 課
公告	494	制限付一般競争入札について	教育研修課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市公告第 494号
令和 7年 9月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札について

令和7年度校務用パーソナルコンピュータ装置等賃貸借について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受けるものである。

記

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和7年度校務用パーソナルコンピュータ装置等賃貸借

(2) 概要

姫路市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校で使用する校務用パーソナルコンピュータ装置等の賃貸借を行うもの。

(3) 入札日

令和7年（2025年）9月25日

(4) 納入及び設置期限

令和7年（2025年）11月28日

(5) 納入場所

姫路市立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校並びに姫路市立総合教育センター

(6) 担当

姫路市教育委員会事務局学校教育部総合教育センター教育研修課（以下「教育研修課」という。）

(7) 最低制限価格

無

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定。以下「入札制限基準」という。）に該当しない者
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示」という。）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者
 - ア 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「リース、レンタル」の詳細業種「事務・OA機器」において競争入札に参加する資格を有する者
 - イ 姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人
- (4) 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者
 - ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者
 - イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (7) 入札に参加しようとする者の間に次のアからウまでのいずれにも該当しない者。
 - ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

 - (ア) 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

 - (ア) 組合とその組合員
 - (イ) 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

3 制限付一般競争入札参加申込書等を配布する期間及び場所

配布期間	公告の日から令和7年（2025年）9月11日まで
------	--------------------------

配布場所	姫路市役所ホームページにて提供する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031652.html)
------	---

4 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

- (1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次号に示す受付期間及び受付場所に、次に掲げる書類を持参又は郵送により提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

なお、書類を郵送により提出する場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによることとし、持参する際は、受付場所へ事前に連絡した上で持参すること。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 第2項第3号イに規定する税目について未納がないことの納税証明書（公告日以後に取得したもの（写しでも可））

ウ 関連企業申告書（様式第2号）

- (2) 入札参加申込みの方法、受付期間及び申込書の提出先

申込方法	持参又は郵送
受付場所	姫路市北条口三丁目29番地 総合教育センター教育研修課 電話番号：079-224-5841
受付期間	公告の日から令和7年（2025年）9月11日 午後4時まで なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、受付期間最終日の午後4時必着とする。

- (3) 姫路市は、提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和7年（2025年）9月12日を目途に、参加申込書に記載されたアドレスへ確認通知書を電子メールにて通知する。
- (4) 参加希望者は入札参加資格がないと認めた理由について姫路市に対し説明を求めることができる。その場合には、令和7年（2025年）9月16日正午までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由請求を書面又は電子メール（送信先：kyo-kensyu@city.himeji.lg.jp）にて、教育研修課に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し速やかに回答する。

5 質疑等

参加申込を行った者は、仕様書等に関する質問を行うことができる。質問は、次に示す期間内に、質問書（様式第3号）に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。

なお、内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、当該内容については回答しない。

い。

質問受付期間	令和 7 年（2025 年） 9 月 1 6 日 午後 4 時まで
送信先	kyo-kensyu@city.himeji.lg.jp
質問回答を示す 日時及び場所	令和 7 年 9 月 1 6 日を目途に姫路市役所ホームページに掲載する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031652.html)

6 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す 期間	公告の日から令和 7 年（2025 年） 9 月 2 5 日まで
契約条項を示す 場所	姫路市役所ホームページで提供する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031652.html)

7 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の 日時	令和 7 年 9 月 2 5 日 午後 1 時 3 0 分
入札及び開札の 場所	姫路市北条口三丁目 2 9 番地 姫路市立総合教育センター 2 階 第 4 会議室

8 入札に関する事項

- (1) 入札書は、指定する様式を使用し、業者登録申請時に届出の使用印を押印すること
- (2) 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は、委任状を入札書と同封すること。
- (3) 入札を辞退する場合は、入札日までに理由を付した辞退届（指定様式）を提出すること。
- (4) 入札書には、6 0 か月間賃貸借する場合の月額賃借料を記入すること。入札書に記入する金額は千円単位とし、入札参加者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない契約希望金額を入札書に記載すること。
- (5) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 入札参加者は、刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

9 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和 6 2 年姫路市規則第 2 9 号）第 2 9 条の規定を適用する。

1 0 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (2) 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加を認められた者がした入札、その他入札参加資格のない者のした入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 再度入札における入札金額が、直前の入札の最低金額（前号により無効となった場合の入札を除く。）と同額又はこれを超えた入札
- (7) 入札書に記名押印（姫路市に届出している使用印）のない入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札

1 1 落札者の決定

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。

1 2 再度入札に関する事項

- (1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。再度入札の回数は、2回とする。
- (2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者及び無効とされた者は参加できない。

1 3 その他

- (1) 予定価格は非公表とする。
- (2) 本業務についての説明会は、実施しない。

- (3) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、姫路市登録業者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 本契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 特例政令第２条第２項に規定する欧州連合等の供給者で当該入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請日の受付日までに告示第４項ただし書に定める業者登録申請を行い、入札日の前日までに業者登録名簿に登録されなければならない。
- (7) 発注者は令和８年度（２０２６年度）以後において、本業務に係る予算の減額又は削除があった場合は、本契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、本業務の受注者に損害があるときは、受注者は、その損害の賠償を姫路市に請求することができるものとし、この場合における賠償額は協議の上定めるものとする。